様式第7

再任用職員在職状況統計報告

官署名		平成　年7月1日現在		作成責任者官職氏名
勤務時間		現在員数		備考
常時勤務				
短時間勤務				
総計				

備考
1　「常時勤務」には、法第八十一条の四第一項の常時勤務を要する官職にある現在員数を記入すること。
2　「短時間勤務」には、法第八十一条の五第一項の短時間勤務の官職にある現在員数を記入すること。

附　則

この内閣官房令は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）の施行の日から施行する。

省令

○国土交通省令第四十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条の二第一項及び第七項並びに第七十五条の三第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「から第五項」を「から第六項」に改める。

第十五条第二項中「専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車」を「自動車」に、「並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車」を「、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車」に改める。

第十八条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項第三号中「（運転者の着座位置を設定する際に基準とされる点であつて告示で定めるものをいう。）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち変形を生じた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

一　専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの

二　前号の自動車の形状に類する自動車

三　貨物の運送の用に供する自動車であつて、次に掲げるもの

イ　車両総重量三・五トンを超える自動車

ロ　車両総重量三・五トン以下の自動車であつて、運転者席の着席基準点（運転者の着座位置を設定する際に基準とされる点であつて告示で定めるものをいう。以下同じ。）と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が二十二・〇度以上であり、かつ、運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離に対する比が一・三〇以上のもの

四　前号の自動車の形状に類する自動車

五　二輪自動車

六　側車付二輪自動車

七　三輪自動車

八　カタピラ及びそりを有する軽自動車

九　大型特殊自動車

十　小型特殊自動車

十一　被牽引自動車

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第二条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第十二項中「、第四項若しくは第五項」を「、第四項、第五項若しくは第六項」に改める。

（装置型式指定規則の一部改正）

第三条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五号の九を第五号の十二とし、第五号の五から第五号の八までを三号ずつ繰り下げ、第五号の四の次に次の三号を加える。

五の五　法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料タンク（自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の六　法第四十一条第六号の燃料装置のうち燃料タンク及び燃料タンク取付装置（自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の七　法第四十一条第六号の燃料装置のうち衝突時の車両火災防止装置（自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

第二条第六号及び第六号の二中「側面衝突時」を「自動車との側面衝突時」に改め、同条第六号の三を同条第六号の四とし、同条第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三　法第四十一条第七号の車枠及び車体のうち電柱その他棒状の工作物（以下「ポール」という。）との側面衝突時の乗員保護装置（自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

第二条第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二　法第四十一条第十三号の灯火装置のうち番号灯

第二条中第四十一号の二を第四十一号の三とし、第四十一号の次に次の一号を加える。

四十一の二　法第四十一条第十三号の灯火装置及び同条第十五号の指示装置の光源

第五条第一項の表中「第百二十一号」を「第百二十一号改訂版」に、

五の五　第二条第五号の五の電波障害防止装置	第十号第五改訂版
五の六　第二条第五号の六の原動機用蓄電池	第百号第二改訂版
五の七　第二条第五号の七の感電防止装置	